一般競争入札による沖縄県有地売却の流れ【物件４】

一般競争入札とは、県があらかじめ決めた価格（予定価格）
以上で、最高額をつけた方が購入いただける方法です

入札参加申込

まず、入札に参加するために、入札参加申込書・添付資料を提出します。

入札参加申込書（第１号様式）

＋

印鑑証明書、身分証明書、誓約書、
（入札保証金）納付書発行依頼書又は免除申請書 *1

＋

その他該当する書類（入札案内書 P.3 参照）

*1 入札保証金は入札予定額の５％以上となります。
例）1,000 万円で入札する予定　→ 入札保証金 50 万円以上

入札参加申込期限　令和８年１２月４日（金）までに必着

後日、入札参加資格を審査して 入札参加資格認定通知書 を送付します。

⇩

入札書の提出

入札保証金を納付後、入札書・添付資料を提出します。

封筒に入れ封をした入札書 、入札保証金の領収書写し *2

＋

還付請求書

・記入例を参考に 入札書（第６号様式） を作成し、封筒へ入れ封を閉じてください。

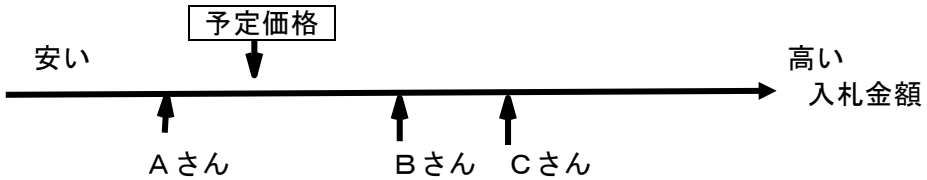
・**還付請求書** の提出がない場合も入札書は受け付けますが、開札日までに提出してください。

*2 入札保証金を免除されている場合は、領収書写しは不要です。

入札書提出期限　令和９年１月２２日（金）までに必着

⇩

開札し、落札者を決定します



①Ａさんは、予定価格を下回っているので、落札できません。
②予定価格を上回っている者のうち、一番高い価格のＣさんが落札者となります。

・落札しなかった方の入札保証金については、開札終了後、約５～６週間程度で還付します。

※落札者が、落札決定の日から７日以内に契約を締結しない場合は、その落札は無効となり、入札保証金はお返しいたしません。

⇩

契 約

落札された方は、県と境界標を確認後、指定された期日（７日以内）までに契約保証金（落札額の１０％以上の金額*3）を納付し、土地売買契約書を締結します。

土地売買契約書（第１０号様式） ＋ **契約保証金（落札額の１０％以上）** ＋ **収入印紙**（落札者負担）

*3 入札保証金から充当しますので、実際には５％の契約保証金が必要です。
例）1,000 万円で落札した場合　→ 契約保証金は 100 万円となりますが、入札保証金として 50 万円納めているので、残り 50 万円を納付します。

売買代金の支払い及び所有権移転登記

納付書を発行しますので、落札された方は指定の期限（契約日から３０日以内）までに一括で支払ってください。なお、契約保証金を土地の売買代金へ充当することができます。

土地売買代金（落札額）　＋　登録免許税
（落札者負担）

・所有権移転登記は、県が行います。

※落札者が、指定する期日までに売買代金（落札額）を納付しない場合は、その契約は無効となり、契約保証金はお返しいたしません。